

飯島町奨学生（令和8年度採択）を募集します

令和7年12月
飯島町教育委員会

町では飯島町基金条例及び飯島町奨学生貸与規則に基づき、経済的理由により就学が困難な町の学生へ奨学生の貸与を行っています。令和8年度に採用する奨学生の募集を始めますので、希望される方は期限までに教育委員会へ願書及び関係書類を提出してください。

貸与資格	高校、大学等に在学（4月入学予定含）し、次の要件を備えている方が対象です。 ◆飯島町に継続して1年以上居住している方。 ◆能力があり、身体強健で、品行方正であること。 ◆経済的理由により、就学支援が必要と認められること。 ◆日本学生支援機構奨学生又は長野県奨学生等を別に受けていないこと。 ◆世帯に税金等公金の滞納がないこと。		
貸与の額 (学校種別)	①高等学校	月額 10,000円以内	
	②高等専門学校	月額 30,000円以内	
	③専修（専門）学校		
	④大学（短期大学含）	月額 100,000円以内	
	⑤大学（医学部医学科のみ）		
貸与期間	貸与を受ける期間は、その学校等における正規の就学期間内です。		
返還期間	卒業の6ヵ月後から返還を開始します。返還開始時から起算して貸与期間の2倍の期間内に返還していただきます。		
利 息	無利息です。 ※正当な理由が無く滞納した場合等は延滞利息が発生する場合があります。		
出願手続 必要書類	①奨学生願書（様式第1号） ※教育委員会事務局にあります。町HPからもダウンロードできます。 ②中学校長又は在学学校長の推薦書（高等学校及び高等専門学校の場合） ※飯島中学校から高校等へ進学する場合は教育委員会と学校間で書類のやりとりを行いますので不要です。 ③在学証明書及び学校の成績単位修得証明書（専修学校及び大学の場合） ※各学校等で取得してください。入学予定者は入学後に取得してください。 ④所得のある世帯員全員分の所得証明 ※飯島町役場窓口にて取得できます。		
出願期限	令和8年4月15日（水）※飯島中学校卒業予定者は学校の定める日まで		
その他	◆認定となった後で、貸付を行う際には町内在住で一定の資力を有する連帯保証人と保証人が必要です。 ◆医学生対象の奨学生については、医学（内科学、外科学、放射線医学等）を履修する6年制の学部生のみが対象となり、歯学科・看護学科・薬学科等の学部・学科及び大学院生は該当なりません。		
連絡先 提出先	飯島町教育委員会事務局学校教育係 (〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 飯島町役場西庁舎内) 電話 0265-86-3111（内線 652）		